

2018年3月11日

原子力規制委員会の「島根原子力発電所2号機新規規制基準適合性に係る審査」の問題

1 はじめに＝「適合性審査」とは

適合性審査とは、福島第一原発事故を受けて発足した原子力規制委員会が、新規規制基準の運用を開始した時に、原子炉設置許可審査において、原子炉施設の位置、構造及び設備、発電用原子炉設置者の技術的能力が、これらの基準に適合しているかを審査する制度。この適合性審査に合格しても安全を保障するものではないことを規制委員会自らが認めています。

2 これまでの経過

中国電力は、平成25年12月25日原子力規制委員会に2号機の適合性審査を申請しました。この審査の中で一番大きな争点が島根原発に関する「基準地震動」問題です。これは、原発の安全設計や安全対策をするうえで最も重要なものであり、新規規制基準の根幹でもあります。具体的には島根原発の近傍2キロにある宍道断層の問題です。

宍道断層に関しては、1号機運転当時（昭和46年）は、活断層が存在しないとされ、2号機建設時に紆余曲折があったものの約8キロとなり、それ以来幾度となく変更に変更を重ねて、昨年11月28日の審査会合で約25キロから39キロに変更され、敷地ごとに震源を特定し策定する地震動を説明しました。

この変更も中国電力が自主的に変更したものではなく、昨年7月に政府の「地震調査研究推進本部」の指摘や研究者・学者・市民の指摘を受けて仕方なく認めてきたものです。「伸びる活断層」と揶揄された代物です。39キロと認定しても原発の耐震性には問題がないという極めて非科学的な考え方です。

去る2月16日に開催された「544回適合性審査」で原子力規制委員会の「おおむね妥当」を受けた中国電力は、次は、原発3号機の適合性審査申請と意気込んでいます。

こうした中で、松浦松江市長は中国電力によるほぼ完成した3号機（平成18年10月から建設が進められている）の適合性審査申請を何らの問題がないとの立場で受け入れようとしています。その上、昨年の広島高裁での伊方原発3号機の仮処分問題に絡み、最高裁で統一見解を出すべきとの、三審制を否定する発言もしています。

3 審査に関わる問題

今回決定された基準地震動には大きな欠陥があります。それは、基準地震動を過小評価するような数値をあらかじめ設定していることです。

いまさら申すまでもなく、宍道断層をめぐる中国電力の調査能力や調査姿勢に対しては、数多くの疑念があります。

(1) まず、規制委員会は、過去の原子力保安院時代の見逃しを真摯に反省し、信頼性及び確実性の高い方法で、鳥取沖西部断層との連動に関して、詳細かつ丁寧な調査を実施するよう中国電力を指導し、宍道活断層の長さを確定すべきです。鳥取沖の断層と連動することになれば活断層は約 100 キロとなります。

(2) 島根県及び松江市も規制委員会の「おおむね妥当」という決定を了承するのではなく、新潟県が設置している「技術委員会」のような組織を立ち上げ、この問題を検証すべきです。

次に、新規制基準・適合性審査、そのものには大きな欠陥があります。それは、過酷事故が発生した時の避難計画が審査対象とされていないことです。30 キロ圏内に約 46 万人が住んでいる島根原発で過酷事故が起きればその被害は甚大です。中国電力は、原発事業者にかかわらず、事業者としての責任を放棄した「協力者」にしか過ぎないのです。このことも、重大な問題です。

私たちは、福島第一原発事故から 7 年を迎えた今日、改めて原発の運転再稼働をさせないことを確認したいと思います。現在島根原発 1・2 号機では約 100 人の原告・3 号機では約 400 人の原告が裁判で、原発の運転差し止めなどを求めています。3 月 19 日には 1・2 号機の控訴審や 3 号機裁判が行われます。ぜひ多くの方のご参加をお願いします。